

鎮西学院 安全衛生委員会規程

学校法人 鎮西学院

鎮西学院 安全衛生委員会規程

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院安全衛生委員会（以下「委員会」という）の構成並びに運営について定めたものである。

第2条 委員会は、学院の諮問に応じ、または、学院に建議するため、安全衛生に関する事項を調査審議して、その結果を答申もしくは建議し、もって、安全衛生の確保・向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

議長	1名
副議長	3名
委員	若干名
産業医	2名

第4条 委員会の委員は、次の者をもって充て、院長が任命する。

議長	院長とする
副議長	学長・校長・園長とする
委員	①衛生管理者

②その他安全衛生について経験を有する者の中から選んだ者

2 委員会は大学・高校・幼稚園の分会を開催することもある。

3 議長を除く委員の半数は、鎮西学院教職員組合よりの推薦に基づいて任命するものとする。

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補充任命するものとする。

この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 議長は、会務を掌理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、議長の職務を代行する。

3 委員は、議案の調査審議に任ずる。

第7条 委員会には、次の事項を付議する。

(1) 教職員の危険又は障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(3) 安全・衛生の規定の作成に関すること。

(4) 安全・衛生教育の実施計画の作成に関すること。

(5) 新規に採用する機械器具にかかる危険の防止及び原材料の有害性の調査並びにその結果に関する健康障害防止対策に関すること。

(6) 定期の健康診断その他の健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。

(7) 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- (8) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (9) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (10) 労働基準監督署等から安全衛生に関して文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること。
- (11) 労働安全衛生法第 66 条の 10 の規定に基づくストレスチェック制度を学校法人 鎮西学院において実施するにあたり、実施方法等必要な事項決定に関すること。

第 8 条 学院内部活動にあたっては、器具工具を使用する場合は、次の事項を守ること。

- (1) 器具工具の点検を行うこと。
- (2) 使用に当たっては、その工具本来の使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 使用に当たっては、無理な使用をしないこと。
- (4) 使用後は必ず充分な手入れをすること。

第 9 条 この委員会に出席し、知り得た機密を漏洩してはならない。機密を要する事項は、その都度議長が指定する。

第 10 条 産業医は法定の職務を行うこと。

附則

この規定は、平成元年 1 2 月 2 6 日から実施する。

この規定の改廃は、安全衛生委員会で審議し議決する。

この規程は、一部改正し 2 0 0 2 年（平成 1 4）4 月 1 日から実施する。

この規程は、一部改正し 2 0 1 6（平成 2 8）年 1 0 月 1 日から実施する。

この規程は、一部改正し 2 0 1 7（平成 2 9）年 4 月 1 日から実施する。